

八筑医発第 27-180 号
平成 27 年 6 月 30 日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

みやま市乳幼児・児童医療費支給制度の改正について

みやま市では平成 27 年 10 月 1 日より下記のとおり改正される旨、福岡県医師会より通知がありましたのでお知らせ致します。

なお、詳細につきましては、みやま市役所健康づくり課医療係（0944-64-1527）までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

◆改正内容◆

	改正前	改正後
対象者	<u>9 歳</u> に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者	<u>15 歳</u> に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者
自己負担限度額 (外来)	1 医療機関・1 ヶ月あたり (薬局除く) ○ 3 歳未満 負担なし ○ <u>3 歳～小 3</u> 6 0 0 円	1 医療機関・1 ヶ月あたり (薬局除く) ○ 3 歳未満 負担なし ○ <u>3 歳～就学前</u> 6 0 0 円 ○ <u>小 1～中 3</u> 8 0 0 円